

第7期・第8期計画 変更点一覧表

基本目標2 相談支援体制の充実

第7期計画（現行）	第8期計画（案）	考え方
<p>施策の方向1 地域包括支援センターの適切な運営と機能強化</p> <p>(1) 地域包括支援センターの適切な運営と機能強化 重点取組</p> <p>○<u>地域包括支援センターは地域包括ケアシステム構築の中核機関として、地域の高齢者及びその関係者を対象に、三職種（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー）等が適切なサービスを継続的に提供していくための窓口です。</u></p> <p>○<u>地域包括支援センターは、平成18年度（2006年度）に直営で4か所を整備しました。うち2か所については、地域保健福祉センターに地域包括支援センターの機能を付加したものです。その後、平成24年（2012年）9月に、3館目の地域保健福祉センターを開設し、直営型で5か所としました。地域のより身近な場所で相談できる体制を整備するため、委託型で平成24年（2012年）10月に7か所、平成28年（2016年）4月に3か所を増設し、現在は直営型5か所、委託型10か所の計15か所としています。</u></p> <p>○平成29年度（2017年度）には、三職種4名の配置とし、体制を強化しました。</p> <p>○平成30年度（2018年度）に直営型地域包括支援センター2か所を委託し、今後も他の直営型地域包括支援センターの委託を進め、市は基幹型地域包括支援センターとして統括的役割を果たしていきます。<u>すべての地域包括支援センターが地域における高齢者の身近な相談窓口としての役割を確実に発揮できるよう、センター間の役割分担及び情報共有、連携強化を進めるとともに、日常的な会議や研修を通じて職員のスキルアップやフォロー体制の充実を図ります。</u></p> <p>○各地域包括支援センターの運営が適切かつ公平、公正に行われているか、市民にとって利用しやすい地域包括支援センターであるか、高齢者にとって最前線の相談窓口であるかとの視点から点検・評価を行い、その評価を公表するとともに、すべてのセンターが地域に根ざした、地域包括ケアシステムの中核機関としての役割を果たせるよう努めます。</p> <p>○各地域包括支援センターにおいて、高齢者等実態調査（平成28年度（2016年度）実施）によって明らかとなった地域別の結果を生かし、地域特性に応じた相談支援を進めていきます。</p>	<p>施策の方向1 地域包括支援センターの適切な運営と機能強化</p> <p>(1) 地域包括支援センターの適切な運営と機能強化 重点取組</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>○ <u>地域包括支援センターは、平成31年（2019年）4月から直営の基幹型地域包括支援センター1か所、委託型地域包括支援センター15か所で計16か所としています。</u></p> <p>○ <u>平成29年度（2017年度）以降、三職種4名の配置とし、体制を強化しましたが、高齢者の人口増加や社会的ニーズの増大により、地域包括支援センターの担うべき役割が年々大きくなっていることから、委託型地域包括支援センターの業務の整理と適切な職員配置について、必要な体制強化の検討をしていきます。</u></p> <p>○ <u>すべての地域包括支援センターが地域における高齢者の身近な相談窓口としての役割を確実に発揮できるよう、センター間の役割分担及び情報共有、連携強化を進めるとともに、日常的な会議や研修を通じて職員のスキルアップやフォロー体制の充実を図ります。</u></p> <p>○ <u>市及び基幹型地域包括支援センターは、各地域包括支援センターの運営が適切かつ公平、公正に行われているか、市民にとって利用しやすい地域包括支援センターであるか、高齢者にとって最前線の相談窓口であるかとの視点から点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、すべてのセンターが地域に根ざした、地域包括ケアシステムの中核機関としての役割を果たせるよう後方支援、総合調整を実施します。</u></p> <p>○ <u>各地域包括支援センターにおいて、活動実績や高齢者等実態調査（令和元年度（2019年度）実施）等によって明らかとなった地域別の情報を活用し、地域特性に応じた地域活動支援を進めていきます。</u></p>	<p></p> <p>包括の説明のみのため、形式を変更</p> <p>包括の説明を更新</p> <p>更なる体制強化について追記</p> <p>包括の委託化が実施済みのため前段の包括の委託化及び基幹型包括の機能の文面を削除</p> <p>7期より積極的な表現に変更</p> <p>記載内容の整理</p>
<p>(新規)</p>	<p>地域包括支援センター</p> <p>地域包括ケアシステム構築の中核機関として、地域の高齢者及びその関係者を対象に、三職種（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー）等が適切なサービスを継続的に提供していくための窓口です。</p>	<p>包括の説明を記載</p>

第7期・第8期計画 変更点一覧表

<p>(新規)</p>	<p>(2) 相談窓口の周知・充実 重点取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センターは、高齢者の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、介護保険や福祉サービスに関する情報提供や関係機関の紹介を行うとともに、必要に応じ、関係部局やさまざまな関係機関と広く連携し、専門的・継続的な支援、緊急の対応を行い、多様なニーズに対応した総合相談支援を行っていきます。 ○ 地域包括支援センターが高齢者の相談窓口として、市民にとってより身近な存在になるよう、出前講座、認知症サポーター養成講座等の場を活用するとともに、様々な機会を通じてちらし等を配布するなど、地域包括支援センターの周知に努めます。特に、高齢者等実態調査（令和元年度（2019年度）実施）で地域包括支援センターの認知度が低かった豊津・江坂・南吹田地域、片山・岸部地域、JR以南地域において、重点的に周知を進めます。 ○ 地域包括支援センターの相談時間外に、高齢者やその家族からの、介護・健康・医療等に関する電話相談をフリーダイヤルで受け付ける高齢者・介護家族電話相談事業（高齢者サポートダイヤル ☎0120-256594（にっこり、老後のくらし））の周知を行い、24時間のきめ細かな相談支援を実施します。 	<p>基本目標2施策の方向1及び2を「地域包括支援センターの適切な運営と機能強化」に統合</p> <p>基本目標2施策の方向2と同内容で統合</p> <p>基本目標2施策の方向2と同等の内容で統合</p> <p>基本目標2施策の方向2と同内容で統合</p>
<p>(新規)</p>	<p>(3) 地域包括支援センターと関係機関とのネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域ケア会議では、関係機関が集まり、援助を必要とする高齢者及びその家族に対し、保健・医療・福祉サービスを総合的に提供できるよう、援助に関わる関係機関のネットワークの構築を進めています。 ○ <u>地域ケア会議の5つの機能である、個別課題解決機能、ネットワーク構築機能、地域課題発見機能、地域づくり・資源開発機能、政策形成機能を活用し、地域包括ケアシステムの実現のために、地域の特性を生かしながら、地域別、ブロック別、市域全体の会議を開催し、資源開発や政策形成等につなげます。</u> ○ <u>地域づくり・資源開発については、「すいたの年輪ネット（吹田市高齢者生活支援体制整備協議会）」と連動した取組を進め、多方面からの地域のネットワークづくりをめざします。</u> 	<p>基本目標2施策の方向1及び2を「地域包括支援センターの適切な運営と機能強化」に統合</p> <p>基本目標2施策の方向2と同内容で統合</p> <p>地域ケア会議の機能及び今後取り組むべき課題を追記</p> <p>今後取り組むべき課題を追記</p>

第7期・第8期計画 変更点一覧表

基本目標2 相談支援体制の充実

第7期計画（現行）	第8期計画（案）	考え方
<p>施策の方向2 地域包括支援センターを核としたネットワークの構築</p> <p>（1）相談窓口の周知・充実 重点取組</p> <p>○地域包括支援センターは、高齢者の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、介護保険や福祉サービスに関する情報提供や関係機関の紹介を行うとともに、必要に応じ、関係部局やさまざまな関係機関と広く連携し、専門的・継続的な支援、緊急の対応を行い、多様なニーズに対応した総合相談支援を行っていきます。</p> <p>○地域包括支援センターが高齢者の相談窓口として、市民にとってより身近な存在になるよう、出前講座、認知症サポーター養成講座等の場を活用するとともに、様々な機会を通じてチラシ等を配布するなど、地域包括支援センターの周知に努めます。特に、高齢者等実態調査（平成28年度（2016年度）実施）で地域包括支援センターの認知度が低かった豊津・江坂・南吹田地域、片山・岸部地域において、重点的に周知を進めます。</p> <p>○地域包括支援センターの相談時間外に、高齢者やその家族からの、介護・健康・医療等に関する電話相談をフリーダイヤルで受け付ける高齢者・介護家族電話相談事業（高齢者サポートダイヤル ☎0120-256594（にっこり、老後のくらし））の周知を行い、24時間のきめ細かな相談体制の構築を図っていきます。</p>	<p><u>（削除）</u></p>	<p>基本目標2 施策の方向1及び2を「地域包括支援センターの適切な運営と機能強化」に統合等により削除</p> <p>施策の方向1（2）「相談窓口の周知・充実」へ移動</p>
<p>（2）相談支援の連携体制の構築</p> <p>○社会福祉法人吹田市社会福祉協議会に配置している*コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、個別支援と地域福祉活動への支援を行う専門職です。地域団体や関係機関と連携し、支援を必要としながら相談支援に結びついていない人への働きかけを行うなど、福祉課題の早期発見や解決を行っています。</p> <p>○平成27年度（2015年度）から設置している生活困窮者自立支援センターでは、生活困窮者への相談支援を行っています。経済的な課題だけでなく複合的な課題を抱え、社会的に孤立していることも多いことから、相談窓口に繋がらない場合が多くあり、関係機関との連携強化により早期支援に結びつけることが必要です。</p> <p>○高齢者人口の約16.5%が障がい者で、高齢障がい者がサービスを利用しやすいよう、新たに*共生型サービス事業所が制度化されます。地域共生社会に向け、*基幹相談支援センターや障がい者相談支援事業所等と連携し、お互いの制度を十分に活用できる体制を整え、支援をしていくことが必要です。</p> <p>○今後、認知症の人も増加し、精神障がいや*難病など、複合課題を抱える高齢者が増えることも予想されることから、保健所や病院等、関係機関との連携もより一層必要となります。</p> <p>○地域包括支援センターは、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や、*民生委員・児童委員、地区福祉委員等との連携に努め、情報が寄せられやすい体制の構築を図ります。</p>	<p><u>（削除）</u></p>	<p>施策の方向2（1）「相談支援の連携体制の構築」へ移動</p>

第7期・第8期計画 変更点一覧表

<p>(3) 地域包括支援センターと関係機関とのネットワークの構築</p> <p>○地域ケア会議では、関係機関が集まり、援助を必要とする高齢者及びその家族に対し、保健・医療・福祉サービスを総合的に提供できるよう、援助に関わる関係機関のネットワークの構築を進めています。</p> <p>○今後も、関係機関や地域の人々との連携がより円滑となり、地域の課題が明らかになるよう、高齢者等実態調査（平成28年度（2016年度）実施）によって明らかとなった地域別の結果を生かした課題検討や、多職種による個別事例の検討などの会議を重ねていくとともに、地域ケア会議の趣旨を広く事業者に伝え、より多くの参加を促しながら顔の見える関係づくりに努めます。また、地域における支援困難事例に対応するため、随時会を積極的に開催していきます。</p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>施策の方向1(3)「地域包括支援センターと関係機関とのネットワークの構築」へ移動</p>
<p>(4) 民間企業等が実施する生活支援サービスへの支援</p> <p>○高齢者が自立した在宅生活を継続できるよう、民間企業やシルバー人材センター等が実施している生活支援サービスについて、広域型生活支援コーディネーターがリスト化した情報を活用し、地域包括支援センターから情報提供を行っていきます。また、これらのサービスの質の確保ができるよう、実施主体に対し、出前講座や認知症サポーター養成講座などを行っていきます。</p>		<p>施策の方向2(5)「民間企業等が実施する生活支援サービスへの支援」へ移動</p>

第7期・第8期計画 変更点一覧表

基本目標2 相談支援体制の充実

第7期計画（現行）	第8期計画（案）	考え方
<p>施策の方向3 地域での支え合い機能の強化</p>	<p>施策の方向2 地域での支え合い機能の強化</p>	
<p>(新規)</p>	<p>(1) 相談支援の連携体制の構築</p> <p>○各分野における既存のネットワーク会議の活用により、行政や地域団体・関係機関等の連携強化を図るなど、地域共生社会の実現に向け、行政と相談支援機関等が連携・協働し下記等の分野をまたぐ課題について、適切な支援につなげる体制づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てと介護を同時に行う「ダブルケア」や同居する80歳代の親とおおむね50歳の子が孤立することで生じる「8050問題」 ・認知症や精神障がい、難病などの複合課題を抱える高齢者の増加 <p>○社会福祉法人吹田市社会福祉協議会に配置しているコミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、個別支援と地域福祉活動への支援を行う地域の身近な生活・福祉の相談員です。引き続き地域団体や関係機関と連携し、支援を必要としながら相談支援に結びついていない人への働きかけを行うなど、福祉課題の早期発見や解決に向けた支援を進めていきます。</p> <p>○吹田市社会福祉協議会やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の認知度向上を図るため、各種媒体やイベントの活用等により周知・啓発に向けた取組を推進します。</p> <p>○生活困窮者自立支援センターでは、生活困窮者への相談支援を行っています。経済的な課題だけでなく複合的な課題を抱え、社会的に孤立していることも多く、相談窓口につながらない場合が多くあるため、早期支援につながるよう関係機関との連携強化を図ります。</p> <p>○高齢障がい者がサービスを利用しやすいよう、地域包括支援センターや基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター（6か所設置）が連携し、お互いの制度を十分に活用できる体制を整え、支援を進めていきます。</p> <p>○地域包括支援センターは、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や、民生委員・児童委員、地区福祉委員等との連携に努め、情報が寄せられやすい体制の構築を図ります。</p>	<p>施策の方向2（2）「相談支援の連携体制の構築」から移動</p> <p>地域共生社会の実現に向けた取り組み内容を記載</p> <p>施策の方向2（2）「相談支援の連携体制の構築」から移動とともに積極的な表現に変更</p> <p>今後取り組むべき課題を追記</p> <p>施策の方向2（2）「相談支援の連携体制の構築」から移動とともに積極的な表現に変更</p> <p>高齢者人口の障がい者率は、出展不明のため削除 地域共生社会の記述は個別の取組に馴染まないため削除 取組については、積極的な表現に変更</p> <p>施策の方向2（2）「相談支援の連携体制の構築」から同内容で移動</p>
<p>(1) 地域における支え合い活動への支援</p> <p>(略)</p> <p>○民生委員・児童委員は、厚生労働大臣に委嘱された地域のボランティアとして、地域住民の立場に立って、相談支援活動や啓発活動等を行っています。</p> <p>○吹田市高齢クラブ連合会では、ひとり暮らし高齢者等を訪問して日常生活の状況把握を行い、孤独感の解消と地域社会との交流を深めるため、高齢者友愛訪問活動を行っています。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 地域における支え合い活動への支援</p> <p>(略)</p> <p>○民生委員・児童委員は、厚生労働大臣に委嘱された地域のボランティアとして、地域住民の立場に立って、相談支援活動や啓発活動等を行っています。民生委員・児童委員が、市民の様々な相談に円滑に対応できるよう、中核市移行のメリットを生かし、行政として適切な助言・指導を行うとともに、ニーズを捉えた研修の実施等のスキル向上のための取組を推進します。</p> <p>○一般社団法人吹田市高齢クラブ連合会を通じ、ひとり暮らし高齢者等を訪問して日常生活の状況把握を行い、孤独感の解消と地域社会との交流を深めるため、引き続き高齢者友愛訪問活動を実施していきます。</p> <p>(略)</p>	<p>中核市移行に伴う民児協への新たな取組内容を記載</p>

第7期・第8期計画 変更点一覧表

○地区福祉委員会活動や民生委員・児童委員、高齢クラブによる相談支援活動等への補助を行うとともに、新たな担い手の確保に向け、これらの活動への関心を高めるため、市報やケーブルテレビ、ホームページ等を活用した広報等、**地域福祉活動への支援**を行っていきます。

(新規)

<想定事業量>

	第6期実績	第7期見込み			第9期見込み
	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
高齢者支援事業者との連携による見守り事業協力事業者数(累積)	502事業者	624事業者	685事業者	746事業者	1,051事業者

※平成26年度(2014年度)から平成28年度(2016年度)までの3年間における前年度比の増加事業者数の平均から、毎年61事業者の増加を見込んでいます。

○地区福祉委員会活動や民生委員・児童委員による相談支援活動等への補助を行うとともに、これらの活動に関わる人の役割や活動内容をわかりやすく周知する等、地域でより活動しやすい環境づくりに努めます。

○民生委員・児童委員等の福祉活動に参加していない人が、地域福祉活動に関心をもち気軽に参加してもらえるよう、新たな担い手の確保に向けた周知・啓発等、**新たな担い手の確保も視野に入れた地域福祉活動への支援**を行います。

<想定事業量>

	第7期実績	第8期見込み			第9期見込み
	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
高齢者支援事業者との連携による見守り事業協力事業者数	624事業者	676事業者	710事業者	744事業者	812事業者

※平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)までの3年間における前年度比の増加事業者数の平均から、毎年34事業者の増加を見込んでいます。(令和2年度(2020年度)は見込みです。)

今後取り組むべき課題に応じた修正

記載内容の整理

(新規)

(3) 生活支援体制の整備に向けた仕組みづくりの推進

○広域型生活支援コーディネーターを配置し、地域住民等やコミュニティソーシャルワーカー(CSW)、地域包括支援センターと協働して、地域活動の創出をめざす以下の取組を拡大しています。

- ・市内の集いの場や生活支援サービス、元気な高齢者が参加できる地域活動一覧などの情報の集約及び発信
- ・人や場所の提供ができる介護サービス事業者等と集いの場運営団体とのマッチング
- ・地域における生活支援サービスの現状や課題の把握
- ・地域に不足するサービスの開発や担い手の発掘・養成
- ・集いの場や生活支援サービスを提供するNPOやボランティア、民間企業等の情報共有とネットワーク化の推進

○広域型生活支援コーディネーターが、定期的な情報共有及び連携・協働を行うことを目的として、第1層協議体としてすいたの年輪ネット(吹田市高齢者生活支援体制整備協議会)を運営しています。協議会の構成団体と委員、広域型生活支援コーディネーターが協働で、地域活動や近隣での助け合い活動の担い手養成を目的に、ボランティアの養成講座や研修を開催し、積極的にアクティブシニアに参加を呼びかけていきます。

○地域型生活支援コーディネーターの配置や地域型の第2層協議体の設置を進め、地域活動やアクティブシニアの活躍の場の展開を促進できる環境の整備をめざします。また、広域型生活支援コーディネーターと情報を共有し、身近な地域での支え合いを進めます。

基本目標4施策の方向3「高齢者が支え合う生活支援体制の整備」(1)から移動

今後取り組むべき課題に応じた修正

今後取り組むべき課題に応じた修正

今後取り組むべき課題を追記

○ 地域づくり・資源開発については、「地域ケア会議」と連動した取組を進め、多方面からの地域のネットワークづくりをめざします。

第7期・第8期計画 変更点一覧表

	<p><u>(4) 生活支援等の担い手としての活動参加の促進</u></p> <p>○<u>地域の特性に応じた地域活動等への参加を促進するために、生活支援体制整備に関する取組の市民周知を進めます。</u></p> <p>○<u>介護支援サポーターや認知症サポーター等と、活動している団体とのマッチングを行うなど、既存の研修や養成講座等を活用しながら、高齢者が、生活支援等の担い手として地域で活動できるよう働きかけていきます。</u></p>	<p>基本目標4 施策の方向3「高齢者が支え合う生活支援体制の整備」(2) から移動</p> <p>今後取り組むべき課題を追記</p> <p>基本目標4 施策の方向3(2) から同内容で移動</p>
	<p>○<u>助け愛隊ボランティアと支援を希望する高齢者とのマッチングを進めるとともに、地域での孤立防止に努めます。</u></p>	<p>個人単位での活動として新たに記載を追加</p>
	<p><u>(5) 民間企業等が実施する生活支援サービスへの支援</u></p> <p>○<u>高齢者が自立した在宅生活を継続できるよう、民間企業やシルバー人材センター等が実施している生活支援サービスについて、広域型生活支援コーディネーターがリスト化した情報を活用し、地域包括支援センターから情報提供を行っていきます。また、これらのサービスの質の確保ができるよう、実施主体に対し、出前講座や認知症サポーター養成講座などを行っていきます。</u></p> <p>○<u>地域のインフォーマルサービス情報の活用しやすい仕組みづくりを進めます。</u></p>	<p>基本目標2 施策の方向2「地域包括支援センターを核としたネットワークの構築」(4) から移動</p> <p>基本目標2 施策の方向2(4) から同内容で移動</p> <p>今後取り組むべき課題を追記</p>

第7期・第8期計画 変更点一覧表

基本目標2 相談支援体制の充実

第7期計画（現行）	第8期計画（案）	考え方						
施策の方向4 介護者支援の充実								
<p>(1) 家族介護者への支援の充実 重点取組</p> <p>○高齢者の介護に携わる家族の身体的、経済的、心理的な負担を軽減するため、介護用品支給事業、徘徊高齢者家族支援サービス事業、高齢者・介護家族電話相談事業等の高齢者在宅福祉サービスを提供するとともに事業周知に努め、在宅での生活が継続できるよう支援していきます。</p> <p>○不安を感じている介護者が多い「認知症状への対応」「外出の付き添い、送迎等」「夜間の排泄」について、その負担を軽減していくことが必要です。認知症について気軽に相談できる窓口として、地域包括支援センターや認知症カフェ、認知症について相談できる介護サービス事業所などの周知を行っていきます。外出について、介護サービスの利用周知を進めるとともに、生活支援としても検討していきます。在宅生活での夜間対応のため、地域密着型サービスの夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のサービスについて整備するとともに、サービスの内容についての周知を行っていきます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da; width: 20%;">介護用品支給事業</td> <td>要介護4又は5でおむつを使用している65歳以上の方を在宅で介護している家族に対し、紙おむつ又は尿取パッド代の給付券を交付します。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">徘徊高齢者家族支援サービス事業</td> <td>認知症高齢者の同居家族を対象に位置検索システム専用端末機を貸し出し、その機能を利用して徘徊高齢者の現在位置を調べることができます。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">高齢者・介護家族電話相談事業</td> <td>平日の午後5時30分から翌日の午前9時までと、土、日、祝日の終日、高齢者やその家族からの、介護・健康・医療等に関する電話相談をフリーダイヤルで受け付けます。 高齢者サポートダイヤル ☎0120-256594（にっこり、老後のくらし）</td> </tr> </table>	介護用品支給事業	要介護4又は5でおむつを使用している65歳以上の方を在宅で介護している家族に対し、紙おむつ又は尿取パッド代の給付券を交付します。	徘徊高齢者家族支援サービス事業	認知症高齢者の同居家族を対象に位置検索システム専用端末機を貸し出し、その機能を利用して徘徊高齢者の現在位置を調べることができます。	高齢者・介護家族電話相談事業	平日の午後5時30分から翌日の午前9時までと、土、日、祝日の終日、高齢者やその家族からの、介護・健康・医療等に関する電話相談をフリーダイヤルで受け付けます。 高齢者サポートダイヤル ☎0120-256594（にっこり、老後のくらし）	<p><u>（削除）</u></p>	<p>基本目標4 施策の方向4「介護者支援の充実」へ移動</p>
介護用品支給事業	要介護4又は5でおむつを使用している65歳以上の方を在宅で介護している家族に対し、紙おむつ又は尿取パッド代の給付券を交付します。							
徘徊高齢者家族支援サービス事業	認知症高齢者の同居家族を対象に位置検索システム専用端末機を貸し出し、その機能を利用して徘徊高齢者の現在位置を調べることができます。							
高齢者・介護家族電話相談事業	平日の午後5時30分から翌日の午前9時までと、土、日、祝日の終日、高齢者やその家族からの、介護・健康・医療等に関する電話相談をフリーダイヤルで受け付けます。 高齢者サポートダイヤル ☎0120-256594（にっこり、老後のくらし）							
<p>(2) 男性介護者への支援の充実</p> <p>○高齢者等実態調査（平成28年度（2016年度）実施）を通じて、男性介護者の実態が明らかになりました。その課題を分析し、共有するとともに、男性介護者の集まりなど、地域で支える取組に先進的に取り組んでいる事例等をすべての地域包括支援センターにおいて共有し、他の地域において必要に応じて支援の取組を行うなど、男性介護者が孤立しないよう取り組んでいきます。特に、男性による虐待の割合が高いことから、男性介護者に対し、高齢者虐待防止に向けた啓発を行っていきます。</p>	<p><u>（削除）</u></p>	<p>基本目標4 施策の方向4「介護者支援の充実」へ移動</p>						

第7期・第8期計画 変更点一覧表

<p>(3) 介護離職防止に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護を理由として退職する介護離職の防止のため、必要な介護サービス量を算出し、整備していきます。 ○地域包括支援センターが、高齢者の介護に携わる家族の介護離職に関する相談にも応じることができるよう、相談窓口の周知に努めるとともに、介護休暇や企業の福利厚生に関する研修などを積極的に受講するなど、介護離職防止に関する適切な支援ができるよう、職員のスキルアップに努めます。 ○市内の事業者に対し、育児・介護休業法などの制度周知のため、セミナーや講座を開催するとともに、事業者支援についての情報提供を行い、介護休業を取得しやすい環境づくりを進めます。 	<p>(削除)</p>	<p>基本目標8 施策の方向3「介護サービスの整備」へ移動</p> <p>基本目標4 施策の方向4「介護者支援の充実」へ移動</p> <p>基本目標4 施策の方向4「介護者支援の充実」へ移動</p>
---	-------------	---

第7期・第8期計画 変更点一覧表

基本目標2 相談支援体制の充実

第7期計画（現行）	第8期計画（案）	考え方								
<p>施策の方向5 権利擁護体制の充実</p> <p>（1）権利擁護事業の充実</p> <p>○<u>認知症の人やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、重要度が増していく成年後見制度について、周知及び利用促進を図ります。</u></p> <p>（略）</p> <p>○<u>認知症の人、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が十分でない方が住み慣れた地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービス利用援助や金銭管理等のサービスを行う日常生活自立支援事業について、事業を実施する社会福祉法人吹田市社会福祉協議会と連携しながら周知を図るとともに、利用待機者が解消されるよう、効果的な支援のあり方を検討していきます。</u></p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p> <p>○<u>平成26年度（2014年度）から社会福祉法人吹田市社会福祉協議会が行っている*法人後見や、今後の課題である*市民後見人について、本市における高齢者の権利擁護の枠組み全体の中で、課題を整理し、慎重に検討を進めます。</u></p> <p>○<u>成年後見制度の利用促進と不正防止を図り、すべての市民が意思決定についての尊重と支援が受けられる体制を整備していくため、成年後見制度利用促進のための基本計画策定に向けた検討を進めます。</u></p> <table border="1" data-bbox="100 1514 1219 1936"> <tr> <td data-bbox="100 1514 492 1738">成年後見制度</td> <td data-bbox="492 1514 1219 1738">判断能力が十分でない人の財産管理や*<u>身上監護（しんじょうかんご）</u>を、本人に代わって法的に代理や同意、取消をする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度です。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="100 1738 492 1936">日常生活自立支援事業</td> <td data-bbox="492 1738 1219 1936">認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりを行う事業で、社会福祉法人吹田市社会福祉協議会が行っています。</td> </tr> </table>	成年後見制度	判断能力が十分でない人の財産管理や* <u>身上監護（しんじょうかんご）</u> を、本人に代わって法的に代理や同意、取消をする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度です。	日常生活自立支援事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりを行う事業で、社会福祉法人吹田市社会福祉協議会が行っています。	<p>施策の方向3 権利擁護体制の充実</p> <p>（1）権利擁護事業の充実</p> <p>○<u>高齢化の進展とともに、より重要度が増していく成年後見制度について、市民が制度の趣旨を理解しやすく、支援を必要とする人の利用につながるような広報に努めるとともに、関係所管及び専門機関等との連携のもとに支援ネットワークの整備に向けた検討を行うなど、制度の利用促進に向けた取組を進めます。</u></p> <p>（略）</p> <p>○<u>認知症や知的障がいなどにより判断能力が十分でない人が住み慣れた地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービス利用援助や金銭管理等のサービスを行う日常生活自立支援事業について、引き続き、事業を実施する社会福祉法人吹田市社会福祉協議会と連携しながら周知を図るとともに、利用待機者が解消されるよう、効果的な支援のあり方を検討していきます。</u></p> <p>○<u>認知症高齢者の増加に伴い、<u>地域包括支援センター</u>における高齢者の権利擁護に関する相談支援対応のスキルアップが求められていることから、<u>基幹型地域包括支援センター</u>が適切に後方支援、総合調整を実施していきます。</u></p> <p>○<u>障がい者やその家族に対し、後見人等が実施する支援など、制度理解や利用促進を図るため、<u>市報すいたやホームページ</u>等を活用しながら関係機関等と連携し、一層の普及啓発を実施します。</u></p> <p>（削除）</p> <p>○<u>成年後見制度利用促進のための基本計画</u>を策定するなど、すべての市民が意思決定についての尊重と支援が受けられる体制整備に向けた取組を進めます。</p> <table border="1" data-bbox="1267 1514 2386 1936"> <tr> <td data-bbox="1267 1514 1659 1738">成年後見制度</td> <td data-bbox="1659 1514 2386 1738">判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護（しんじょうかんご）を、本人に代わって法的に代理や同意、取消をする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度です。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1267 1738 1659 1936">日常生活自立支援事業</td> <td data-bbox="1659 1738 2386 1936">認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりを行う事業で、社会福祉法人吹田市社会福祉協議会が行っています。</td> </tr> </table>	成年後見制度	判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護（しんじょうかんご）を、本人に代わって法的に代理や同意、取消をする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度です。	日常生活自立支援事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりを行う事業で、社会福祉法人吹田市社会福祉協議会が行っています。	<p>記載内容の整理</p> <p>記載内容の整理</p> <p>今後取り組むべき課題を追記</p> <p>今後取り組むべき課題を追記</p> <p>成年後見制度利用促進のための基本計画の策定の中で検討するため削除</p> <p>現状に合わせて内容を更新</p> <p>日常生活自立支援事業について文言を一部修正</p>
成年後見制度	判断能力が十分でない人の財産管理や* <u>身上監護（しんじょうかんご）</u> を、本人に代わって法的に代理や同意、取消をする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度です。									
日常生活自立支援事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりを行う事業で、社会福祉法人吹田市社会福祉協議会が行っています。									
成年後見制度	判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護（しんじょうかんご）を、本人に代わって法的に代理や同意、取消をする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度です。									
日常生活自立支援事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりを行う事業で、社会福祉法人吹田市社会福祉協議会が行っています。									

第7期・第8期計画 変更点一覧表

<p>(2) 高齢者虐待への適切な対応の促進</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 高齢者虐待への適切な対応の促進</p> <p>(略)</p> <p>○ <u>基幹型地域包括支援センターが、各委託型地域包括支援センターの後方支援、総合調整を図り、すいたストップDVステーション等との連携や、措置等の行政の権限についても適切に行使していきます。</u></p> <p>(略)</p>	<p>今後取り組むべき課題を追記</p>
<p>(3) 高齢者虐待防止に向けた取組の推進 重点取組</p> <p>○ <u>高齢者虐待の防止と早期発見、早期対応のため、市民を対象としたパンフレットを活用し、広く市民に高齢者虐待について啓発していきます。</u></p> <p>○ <u>吹田市人権啓発推進協議会の活動を通して、幅広い年代への啓発活動が行えるよう、小学校区ごとに設置している35の地区委員会を中心に、一人で悩みを抱え込まず相談機関へ確実に繋がることができるよう、更には、高齢者の人権が守られるよう、高齢者虐待防止や権利擁護制度、相談機関の紹介パンフレットや資料を配布し、啓発活動をしていきます。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(3) 高齢者虐待防止に向けた取組の推進 重点取組</p> <p>○ <u>高齢者虐待の早期発見、早期対応の重要性について、引き続き出前講座や地域ケア会議等での啓発に取り組みます。また、認知症サポーター養成講座においても、高齢者虐待への支援についての情報を提供し、早期発見・早期対応の重要性への理解を深めます。</u></p> <p>○ <u>吹田市人権啓発推進協議会の活動を通して、幅広い年代への啓発活動が行えるよう、小学校区ごとに設置している地区委員会を中心に、一人で悩みを抱え込まず相談機関へ確実に繋がることができるよう、更には高齢者の人権が守られるよう、高齢者虐待防止や権利擁護制度、相談機関の紹介パンフレットや資料を配布し、啓発活動をしていきます。また、地区委員会活動の研修活動に対して、権利擁護に関する出前講座や講師派遣の情報提供などを行っていきます。</u></p> <p>(略)</p>	<p>早期発見・早期対応の重要性を追記</p> <p>今後取り組むべき課題を追記</p>
<p>(4) 消費者被害の防止に向けた啓発の推進 重点取組</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p>	<p>(4) 消費者被害の防止に向けた啓発の推進 重点取組</p> <p>○ <u>地域包括支援センターが、「大阪府警察安まちメール」に登録しており、随時、担当地域における事案を把握しています。未然防止の事案も含めて、全地域包括支援センターで情報共有するなど、地域包括支援センター間のネットワークの構築を図っていきます。</u></p> <p>(略)</p> <p>○ <u>消費生活センターにおいては、消費者被害の未然防止を図るため、自治会で回覧する「暮らしアップ情報」の発行、市報すいたの「消費生活センター便り」の記事作成及び「消費生活地域派遣学習会」等で、消費者被害に関する啓発活動を行っていきます。さらに同センターが、市民に広く認知され、多種多様な相談に応じられるよう、その役割をホームページ等により広報に努めます。</u></p>	<p>今後取り組むべき課題を追記</p> <p>今後取り組むべき課題を追記</p>

第7期・第8期計画 変更点一覧表

基本目標4 自立した暮らしの実現に向けた支援の充実

第7期計画（現行）	第8期計画（案）	考え方																																		
<p>施策の方向1 自立支援型ケアマネジメントの浸透・定着</p> <p>（1）自立支援型ケアマネジメントの浸透・定着</p> <p>○介護保険法における「自立支援、能力の維持向上」の理念のもと、自立支援・介護予防の積極的な取組の推進をめざし、市、地域包括支援センター、介護サービス事業者等の意識の共有を進めるとともに、自立支援型ケアマネジメントの考え方や実践の浸透と定着をめざし、自立支援型ケアマネジメントに関する研修会を行っていきます。</p> <p>○関係者間の意識の共有をめざした研修会については、平成32年度（2020年度）までの実施とし、それまでに関係事業者の自立支援型ケアマネジメントの十分な理解を図ります。スキルアップのための研修会については、平成30年度（2018年度）まで集中的に実施し、以後、年1回の継続実施をめざします。</p> <p>（略）</p>	<p>施策の方向1 自立支援型ケアマネジメントの浸透・定着</p> <p>（1）自立支援型ケアマネジメントの浸透・定着</p> <p>○介護保険法における「自立支援、能力の維持向上」の理念のもと、自立支援・介護予防の積極的な取組の推進をめざし、市、地域包括支援センター、介護サービス事業者等の意識の共有を進めるとともに、自立支援型ケアマネジメントの考え方や実践の浸透と定着をめざし、引き続き自立支援型ケアマネジメントに関する研修会を行っていきます。</p> <p>○関係者間の意識の共有をめざした研修会については、関係事業者の自立支援型ケアマネジメントの十分な理解の促進を図ります。スキルアップのための研修会については、介護支援専門員資質向上研修（主任介護支援専門員の資格更新に必要な法定外研修と位置付けた研修）として実施します。</p> <p>（略）</p>	<p>記載内容の整理</p> <p>新たな取組として追記</p>																																		
<p>（2）多職種協働によるケアプランの検討 重点取組</p> <p>○リハビリテーション専門職の助言を得て、市、地域包括支援センター、ケアプラン作成者、介護サービス事業者等が多職種協働により、ケアプランの確認や見直し及びケアプラン実践後の振り返りを行うため、事例検討による自立支援型ケアマネジメント会議を行っていきます。</p> <p>○平成30年度（2018年度）以降、年間の会議開催回数を拡充し、ケアプラン作成に携わるすべての地域包括支援センター、*居宅介護支援事業者が事例提出できるよう、幅広く検討を進めます。</p> <p>（略）</p> <p>（新規）</p> <p><想定事業量></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th rowspan="2"></th> <th>第6期実績</th> <th colspan="3">第7期見込み</th> <th>第9期見込み</th> </tr> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th>2016年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> <th>2025年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケアプランのケース検討数</td> <td>42 ケース</td> <td>99 ケース</td> <td>126 ケース</td> <td>126 ケース</td> <td>126 ケース</td> </tr> </tbody> </table>		第6期実績	第7期見込み			第9期見込み	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度	ケアプランのケース検討数	42 ケース	99 ケース	126 ケース	126 ケース	126 ケース	<p>（2）多職種協働によるケアプランの検討 重点取組</p> <p>○リハビリテーションにより、単なる心身機能等の向上のみではなく、日常生活の活動能力を高め、<u>家庭や社会への参加を可能にし、高齢者が自立した生活を送れること</u>をめざし、リハビリテーション専門職の助言を得て、市、地域包括支援センター、ケアプラン作成者、介護サービス事業者等の多職種が協働してケアプランの確認や見直し及びケアプラン実践後の振り返りを行うため、事例検討による自立支援型ケアマネジメント会議を行っていきます。</p> <p>○年間の会議開催回数を見直し、ケアプラン作成に携わる地域包括支援センター、居宅介護支援事業者から、<u>より自立支援に資する事例が提出されることで、会議の質の向上を図ります。</u></p> <p>（略）</p> <p>○自立支援型ケアマネジメントへのインセンティブについて検討します。</p> <p><想定事業量></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th rowspan="2"></th> <th>第7期実績</th> <th colspan="3">第8期見込み</th> <th>第9期見込み</th> </tr> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th>2019年度</th> <th>2021年度</th> <th>2022年度</th> <th>2023年度</th> <th>2025年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケアプランのケース検討数</td> <td><u>81 ケース</u></td> <td><u>48 ケース</u></td> <td><u>48 ケース</u></td> <td><u>48 ケース</u></td> <td><u>48 ケース</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※より多くの事例を検討することで、自立支援型ケアマネジメントの浸透については一定図られたことから、会議の開催回数を見直し、年間48ケースの検討をめざします。</p>		第7期実績	第8期見込み			第9期見込み	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度	ケアプランのケース検討数	<u>81 ケース</u>	<u>48 ケース</u>	<u>48 ケース</u>	<u>48 ケース</u>	<u>48 ケース</u>	<p>記載内容の整理</p> <p>記載内容の整理</p> <p>新たな取組として追記</p> <p>実施体制から現実的数値に修正</p>
		第6期実績	第7期見込み			第9期見込み																														
	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度																															
ケアプランのケース検討数	42 ケース	99 ケース	126 ケース	126 ケース	126 ケース																															
	第7期実績	第8期見込み			第9期見込み																															
	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度																															
ケアプランのケース検討数	<u>81 ケース</u>	<u>48 ケース</u>	<u>48 ケース</u>	<u>48 ケース</u>	<u>48 ケース</u>																															

第7期・第8期計画 変更点一覧表

基本目標4 自立した暮らしの実現に向けた支援の充実

第7期計画（現行）	第8期計画（案）	考え方										
<p>施策の方向2 高齢者安心・自信サポート事業の充実</p> <p>（1）多様な主体による生活支援の充実に向けた支援 （新規）</p> <p>○平成29年（2017年）4月から実施している「高齢者安心・自信サポート事業」は、要支援1・2の認定を受けた人及び基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人を対象に、継続コース（今までどおり!）、期間限定コース（今だけ!）、短期集中コース（今こそ!）、予防コース（今から!）の4つのコースでサービスを実施しています。引き続き、従来の訪問介護と同等サービスである「訪問型サポートサービス」や、生活行為の回復・向上に重点を置いた「訪問型短期集中サポートサービス」を実施していきます。</p> <p>（略）</p> <p>（2）多様な主体による通いの場の充実に向けた支援 （略）</p> <p>○入浴に不安があり、見守りが必要な人に対し、デイサービスセンターや特別養護老人ホーム等の設備を活用して入浴サービスを提供する「（仮称）通所型入浴サポートサービス」等、今後の介護保険制度の動向や地域の実情も踏まえ、多様化・充実に向けた検討をしていきます。</p> <p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">通所型サポートサービス</td> <td>通所介護施設で、日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を行います。</td> </tr> <tr> <td>街かどデイハウス</td> <td>介護予防又は生活支援を必要とする高齢者を対象に、健康体操、筋力トレーニング、趣味・創作活動、レクリエーション活動、健康チェック、給食等、家庭的な雰囲気ですら柔軟できめ細かな日帰りサービスを提供しています。</td> </tr> </table> <p>（新規）</p> <p>（略）</p>	通所型サポートサービス	通所介護施設で、日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を行います。	街かどデイハウス	介護予防又は生活支援を必要とする高齢者を対象に、健康体操、筋力トレーニング、趣味・創作活動、レクリエーション活動、健康チェック、給食等、家庭的な雰囲気ですら柔軟できめ細かな日帰りサービスを提供しています。	<p>施策の方向2 高齢者安心・自信サポート事業の充実</p> <p>（1）多様な主体による生活支援の充実に向けた支援</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">高齢者安心・自信サポート事業</td> <td>要支援1・2の認定を受けた人及び基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人を対象に、継続コース（今までどおり!）、期間限定コース（今だけ!）、短期集中コース（今こそ!）、予防コース（今から!）の4つのコースでサービスを実施しています。</td> </tr> </table> <p>○「高齢者安心・自信サポート事業」において、引き続き、従来の訪問介護と同等サービスである「訪問型サポートサービス」や、生活行為の回復・向上に重点を置いた「訪問型短期集中サポートサービス」を実施していきます。</p> <p>（略）</p> <p>（2）多様な主体による通いの場の充実に向けた支援 （略）</p> <p>○通所型入浴サポートサービスについて、さらなる利用者数の増加を図るため、現在指定を受けている事業者の意見も聞きながら、他の事業者に向けても情報を発信し、指定事業者の増加を図ります。</p> <p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">通所型サポートサービス</td> <td>通所介護施設で、日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を行います。</td> </tr> <tr> <td>通所型入浴サポートサービス</td> <td>「入浴が一人では不安」など、入浴動作に不安を感じるようになってきた方を対象に、入浴だけのサービスを実施します。</td> </tr> </table> <p>（3）多様な生活ニーズに対応したサービス体系の充実</p> <p>○サービス利用や介護予防ケアマネジメントを含めた、サービス種別や各種加算等、内容の拡充を進め、介護サービス事業者等が、高齢者の自立に向けて積極的に関与できる環境づくりを進めます。</p> <p>（略）</p>	高齢者安心・自信サポート事業	要支援1・2の認定を受けた人及び基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人を対象に、継続コース（今までどおり!）、期間限定コース（今だけ!）、短期集中コース（今こそ!）、予防コース（今から!）の4つのコースでサービスを実施しています。	通所型サポートサービス	通所介護施設で、日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を行います。	通所型入浴サポートサービス	「入浴が一人では不安」など、入浴動作に不安を感じるようになってきた方を対象に、入浴だけのサービスを実施します。	<p>高齢者安心・自信サポート事業の説明内容について記載形式を変更</p> <p>記載内容の整理</p> <p>入浴サポートサービスの改善を図る必要があるため追記</p> <p>通所型入浴サポートサービスを追記</p> <p>高齢者安心・自信サポート事業全体としてサービス体系の充実を図るため追記</p>
通所型サポートサービス	通所介護施設で、日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を行います。											
街かどデイハウス	介護予防又は生活支援を必要とする高齢者を対象に、健康体操、筋力トレーニング、趣味・創作活動、レクリエーション活動、健康チェック、給食等、家庭的な雰囲気ですら柔軟できめ細かな日帰りサービスを提供しています。											
高齢者安心・自信サポート事業	要支援1・2の認定を受けた人及び基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人を対象に、継続コース（今までどおり!）、期間限定コース（今だけ!）、短期集中コース（今こそ!）、予防コース（今から!）の4つのコースでサービスを実施しています。											
通所型サポートサービス	通所介護施設で、日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を行います。											
通所型入浴サポートサービス	「入浴が一人では不安」など、入浴動作に不安を感じるようになってきた方を対象に、入浴だけのサービスを実施します。											

第7期・第8期計画 変更点一覧表

基本目標4 自立した暮らしの実現に向けた支援の充実

第7期計画（現行）	第8期計画（案）	考え方
<p>施策の方向3 高齢者が支え合う生活支援体制の整備</p>		
<p>（1）生活支援体制の整備に向けた仕組みづくりの推進</p> <p>○生活支援サービスの担い手が、定期的な情報共有及び連携・協働を行うことを目的として、吹田市高齢者生活支援体制整備協議会を開催し、生活支援体制の整備に向けた仕組みづくりを進めます。</p> <p>○平成28年（2016年）4月から配置している広域型生活支援コーディネーターが、下記の取組を行えるよう支援するとともに、ホームページや市報を活用し、広域型生活支援コーディネーターの活動や役割についての市民周知に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の集いの場や生活支援サービス、元気な高齢者が参加できる地域活動一覧などの情報の集約及び発信 ・人や場所の提供ができる介護サービス事業者等と集いの場運営団体とのマッチング ・地域における生活支援サービスの現状や課題の把握 ・地域に不足するサービスの開発や担い手の発掘・養成 ・集いの場や生活支援サービスを提供するNPOやボランティア、民間企業等の情報共有とネットワーク化の推進 <p>○地域型生活支援コーディネーターや協議体については、既存制度の活用を基本に検討を進め、各地域で課題の検討や生活支援体制の整備をめざします。また、地域ケア会議など、地域課題を検討する既存の協議体と情報を共有し、各地域で高齢者を支え合う地域づくりを進めます。</p>	<p>（削除）</p>	<p>基本目標2 施策の方向2「地域での支え合い機能の強化」へ移動</p>
<p>（2）生活支援等の担い手としての活動参加の促進</p> <p>○介護支援サポーターや認知症サポーターと、活動している団体とのマッチングを行うなど、既存の研修や養成講座等を活用しながら、高齢者が、生活支援等の担い手として地域で活動できるよう働きかけていきます。</p>	<p>（削除）</p>	<p>基本目標2 施策の方向2「地域での支え合い機能の強化」へ移動</p>
<p>介護支援サポーター</p>	<p>高齢者が、介護保険施設や病院等の受入施設において、教養、レクリエーション、傾聴等のさまざまなサポート活動を行うことに対してポイントを付与します。ポイントは、介護保険料の支払や社会福祉法人吹田市社会福祉協議会の*善意銀行への寄附に使うことができます。活動に参加することで、地域貢献を図ると同時に、本人の健康増進や介護予防の推進を図ります。</p>	

第7期・第8期計画 変更点一覧表

<p>(3) 集いの場の充実に向けた支援 重点取組</p> <p>○地域に住む高齢者などが気軽に集まれる場所として、住民主体で行っている「集いの場」において、住民が地域でつながることにより、心身の機能低下を遅らせることができます。そのため、「集いの場」の充実にめざし、人や場所の提供が可能な介護サービス事業者等と「集いの場」運営団体とのマッチングや、介護予防推進員養成講座などの受講者に対し、活動の場として「集いの場」を紹介するなど、集いの場の活動支援を行っていきます。</p> <p>○世代間交流と高齢者の閉じこもり対策事業の拠点として実施しているふれあい交流サロンについて、各地域における多様な主体による自主的な「集いの場」の取組が増えつつある状況を踏まえながら、実効性のある事業手法を検討し、高齢者の居場所を充実していくための取組を進めます。</p> <p><想定事業量></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #f2f2f2;"> <th rowspan="2"></th> <th>第6期実績</th> <th colspan="3">第7期見込み</th> <th>第9期見込み</th> </tr> <tr style="background-color: #f2f2f2;"> <th>2016年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> <th>2025年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">ふれあい交流サロン 設置箇所数</td> <td>4 箇所</td> <td>8 箇所</td> <td>12 箇所</td> <td>12 箇所</td> <td>12 箇所</td> </tr> </tbody> </table>		第6期実績	第7期見込み			第9期見込み	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度	ふれあい交流サロン 設置箇所数	4 箇所	8 箇所	12 箇所	12 箇所	12 箇所	<p>(削除)</p>	<p>基本目標1 施策の方向1「高齢者の地域活動や社会参加の促進」へ移動</p>
		第6期実績	第7期見込み			第9期見込み													
	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度														
ふれあい交流サロン 設置箇所数	4 箇所	8 箇所	12 箇所	12 箇所	12 箇所														

第7期・第8期計画 変更点一覧表

基本目標4 自立した暮らしの実現に向けた支援の充実

第7期計画（現行）	第8期計画（案）	考え方																														
<p>施策の方向4 暮らしを支える在宅福祉サービス等の提供</p> <p>（1）在宅福祉サービス等の提供</p> <p>○高齢者が自立した在宅生活を継続できるよう、介護サービスとは別に、市独自で介護用品支給事業、高齢者訪問理美容サービス事業、緊急通報システム事業、配食サービス事業、高齢者日常生活用具給付事業、高齢者寝具乾燥消毒サービス事業、救急医療情報キット配布事業、はり・きゅう・マッサージクーポン券事業、安心サポート収集、高齢者世帯声かけサービスを実施します。</p> <p>○これらの事業について、必要な人がサービスを受けられるよう出前講座等も活用しながら事業周知を行うとともに、自立した暮らしの実現につながるよう、必要に応じて事業の見直しを行います。</p> <p>○通院困難者タクシークーポン券事業の見直しにより、外出が困難な高齢者を対象としたタクシー料金の助成事業の創設を進めます。また、高齢者の外出のための支援策をまとめたリーフレットを活用し、様々なサービスの周知を図ります。運転免許に関する相談に対しては、自主返納制度や、大阪府交通対策協議会による高齢者運転免許自主返納サポート制度の周知を図るとともに、サポート制度への市内事業者の参画を得られるよう働きかけを行っていきます。</p>	<p>施策の方向3 暮らしを支える在宅福祉サービス等の提供</p> <p>（1）在宅福祉サービス等の提供</p> <p>○ 高齢者が自立した在宅生活を継続できるよう、介護サービスとは別に、市独自で介護用品支給事業、高齢者訪問理美容サービス事業、緊急通報システム事業、配食サービス事業、高齢者日常生活用具給付事業、高齢者寝具乾燥消毒サービス事業、救急医療情報キット配布事業、はり・きゅう・マッサージクーポン券事業、<u>通院困難者タクシークーポン券事業</u>、安心サポート収集、高齢者世帯声かけサービスを実施します。</p> <p>○これらの事業について、必要な人がサービスを受けられるよう市報すいたやホームページ、出前講座等も活用しながら事業周知を行うとともに、自立した暮らしの実現につながるよう、必要に応じて事業の見直しを行います。</p> <p>○ 高齢者の外出のための支援策をまとめたリーフレットを活用し、様々な移動支援サービスの周知を図ります。</p> <p>○ 運転免許に関する相談に対しては、自主返納制度や、大阪府交通対策協議会による高齢者運転免許自主返納サポート制度の周知を図るとともに、サポート制度への市内事業者の参画を得られるよう働きかけを行っていきます。</p>	<p>通院困難者タクシークーポン券事業を追加</p> <p>周知方法を追記</p> <p>通院困難者タクシークーポン券事業の見直しを実施したため前段を削除</p>																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">介護用品支給事業（高齢福祉室 他）※</td> <td>おむつを使用している方を在宅で介護している家族に対し、紙おむつ又は尿取パッド代の給付券を交付します。</td> </tr> <tr> <td>高齢者訪問理美容サービス事業（高齢福祉室 他）※</td> <td>自力又は介助により理容店又は美容院を利用することが困難な高齢者の居宅を業者が直接訪問し、理美容サービスを行います。</td> </tr> <tr> <td>緊急通報システム事業（高齢福祉室 他）※</td> <td>急病や災害などの緊急時に、装置のボタンを押すことで、業者の受信センターに自動的に通報される緊急通報システム装置を設置します。通報の報告を受け、必要に応じて、地域包括支援センターや消防、ケアマネジャー等が連携し、継続的な見守りを行います。</td> </tr> <tr> <td>配食サービス事業（高齢福祉室 他）※</td> <td>ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯のみの方に、栄養のバランスのとれた食事を定期的に提供するとともに、安否確認を行います。</td> </tr> <tr> <td>高齢者日常生活用具給付事業（高齢福祉室 他）※</td> <td>電磁調理器や自動消火器などの日常生活用具の給付及び貸与を行います。</td> </tr> <tr> <td>高齢者寝具乾燥消毒サービス事業（高齢福祉室 他）※</td> <td>寝具を干すことが困難な方を対象に、寝具の乾燥消毒を行います。</td> </tr> <tr> <td>救急医療情報キット配布事業（高齢福祉室）</td> <td>持病や服薬等の情報を入れておくための救急医療情報キットや外出時に携帯する救急医療情報カードを配布します。救急隊員は、その情報を活用し、迅速な救急医療活動に役立ちます。</td> </tr> </table>	介護用品支給事業（高齢福祉室 他）※	おむつを使用している方を在宅で介護している家族に対し、紙おむつ又は尿取パッド代の給付券を交付します。	高齢者訪問理美容サービス事業（高齢福祉室 他）※	自力又は介助により理容店又は美容院を利用することが困難な高齢者の居宅を業者が直接訪問し、理美容サービスを行います。	緊急通報システム事業（高齢福祉室 他）※	急病や災害などの緊急時に、装置のボタンを押すことで、業者の受信センターに自動的に通報される緊急通報システム装置を設置します。通報の報告を受け、必要に応じて、地域包括支援センターや消防、ケアマネジャー等が連携し、継続的な見守りを行います。	配食サービス事業（高齢福祉室 他）※	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯のみの方に、栄養のバランスのとれた食事を定期的に提供するとともに、安否確認を行います。	高齢者日常生活用具給付事業（高齢福祉室 他）※	電磁調理器や自動消火器などの日常生活用具の給付及び貸与を行います。	高齢者寝具乾燥消毒サービス事業（高齢福祉室 他）※	寝具を干すことが困難な方を対象に、寝具の乾燥消毒を行います。	救急医療情報キット配布事業（高齢福祉室）	持病や服薬等の情報を入れておくための救急医療情報キットや外出時に携帯する救急医療情報カードを配布します。救急隊員は、その情報を活用し、迅速な救急医療活動に役立ちます。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">介護用品支給事業（高齢福祉室）</td> <td>おむつを使用している方を在宅で介護している家族に対し、紙おむつ又は尿取パッド代の給付券を交付します。</td> </tr> <tr> <td>高齢者訪問理美容サービス事業（高齢福祉室）</td> <td>自力又は介助により理容店又は美容院を利用することが困難な高齢者の居宅を業者が直接訪問し、理美容サービスを行います。</td> </tr> <tr> <td>緊急通報システム事業（高齢福祉室）</td> <td>急病や災害などの緊急時に、装置のボタンを押すことで、業者の受信センターに自動的に通報される緊急通報システム装置を設置します。通報の報告を受け、必要に応じて、地域包括支援センターや消防、ケアマネジャー等が連携し、継続的な見守りを行います。</td> </tr> <tr> <td>配食サービス事業（高齢福祉室）</td> <td>ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯のみの方に、栄養のバランスのとれた食事を定期的に提供するとともに、安否確認を行います。</td> </tr> <tr> <td>高齢者日常生活用具給付事業（高齢福祉室）</td> <td>電磁調理器や自動消火器などの日常生活用具の給付及び貸与を行います。</td> </tr> <tr> <td>高齢者寝具乾燥消毒サービス事業（高齢福祉室）</td> <td>寝具を干すことが困難な方を対象に、寝具の乾燥消毒を行います。</td> </tr> <tr> <td>救急医療情報キット配布事業（高齢福祉室）</td> <td>持病や服薬等の情報を入れておくための救急医療情報キットや外出時に携帯する救急医療情報カードを配布します。救急隊員は、その情報を活用し、迅速な救急医療活動に役立ちます。</td> </tr> <tr> <td>はり・きゅう・マッサージクーポン券事業（高齢福祉室）</td> <td>はり、きゅう又はあん摩、マッサージもしくは指圧の施術費の一部を助成します。</td> </tr> </table>	介護用品支給事業（高齢福祉室）	おむつを使用している方を在宅で介護している家族に対し、紙おむつ又は尿取パッド代の給付券を交付します。	高齢者訪問理美容サービス事業（高齢福祉室）	自力又は介助により理容店又は美容院を利用することが困難な高齢者の居宅を業者が直接訪問し、理美容サービスを行います。	緊急通報システム事業（高齢福祉室）	急病や災害などの緊急時に、装置のボタンを押すことで、業者の受信センターに自動的に通報される緊急通報システム装置を設置します。通報の報告を受け、必要に応じて、地域包括支援センターや消防、ケアマネジャー等が連携し、継続的な見守りを行います。	配食サービス事業（高齢福祉室）	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯のみの方に、栄養のバランスのとれた食事を定期的に提供するとともに、安否確認を行います。	高齢者日常生活用具給付事業（高齢福祉室）	電磁調理器や自動消火器などの日常生活用具の給付及び貸与を行います。	高齢者寝具乾燥消毒サービス事業（高齢福祉室）	寝具を干すことが困難な方を対象に、寝具の乾燥消毒を行います。	救急医療情報キット配布事業（高齢福祉室）	持病や服薬等の情報を入れておくための救急医療情報キットや外出時に携帯する救急医療情報カードを配布します。救急隊員は、その情報を活用し、迅速な救急医療活動に役立ちます。	はり・きゅう・マッサージクーポン券事業（高齢福祉室）	はり、きゅう又はあん摩、マッサージもしくは指圧の施術費の一部を助成します。	
介護用品支給事業（高齢福祉室 他）※	おむつを使用している方を在宅で介護している家族に対し、紙おむつ又は尿取パッド代の給付券を交付します。																															
高齢者訪問理美容サービス事業（高齢福祉室 他）※	自力又は介助により理容店又は美容院を利用することが困難な高齢者の居宅を業者が直接訪問し、理美容サービスを行います。																															
緊急通報システム事業（高齢福祉室 他）※	急病や災害などの緊急時に、装置のボタンを押すことで、業者の受信センターに自動的に通報される緊急通報システム装置を設置します。通報の報告を受け、必要に応じて、地域包括支援センターや消防、ケアマネジャー等が連携し、継続的な見守りを行います。																															
配食サービス事業（高齢福祉室 他）※	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯のみの方に、栄養のバランスのとれた食事を定期的に提供するとともに、安否確認を行います。																															
高齢者日常生活用具給付事業（高齢福祉室 他）※	電磁調理器や自動消火器などの日常生活用具の給付及び貸与を行います。																															
高齢者寝具乾燥消毒サービス事業（高齢福祉室 他）※	寝具を干すことが困難な方を対象に、寝具の乾燥消毒を行います。																															
救急医療情報キット配布事業（高齢福祉室）	持病や服薬等の情報を入れておくための救急医療情報キットや外出時に携帯する救急医療情報カードを配布します。救急隊員は、その情報を活用し、迅速な救急医療活動に役立ちます。																															
介護用品支給事業（高齢福祉室）	おむつを使用している方を在宅で介護している家族に対し、紙おむつ又は尿取パッド代の給付券を交付します。																															
高齢者訪問理美容サービス事業（高齢福祉室）	自力又は介助により理容店又は美容院を利用することが困難な高齢者の居宅を業者が直接訪問し、理美容サービスを行います。																															
緊急通報システム事業（高齢福祉室）	急病や災害などの緊急時に、装置のボタンを押すことで、業者の受信センターに自動的に通報される緊急通報システム装置を設置します。通報の報告を受け、必要に応じて、地域包括支援センターや消防、ケアマネジャー等が連携し、継続的な見守りを行います。																															
配食サービス事業（高齢福祉室）	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯のみの方に、栄養のバランスのとれた食事を定期的に提供するとともに、安否確認を行います。																															
高齢者日常生活用具給付事業（高齢福祉室）	電磁調理器や自動消火器などの日常生活用具の給付及び貸与を行います。																															
高齢者寝具乾燥消毒サービス事業（高齢福祉室）	寝具を干すことが困難な方を対象に、寝具の乾燥消毒を行います。																															
救急医療情報キット配布事業（高齢福祉室）	持病や服薬等の情報を入れておくための救急医療情報キットや外出時に携帯する救急医療情報カードを配布します。救急隊員は、その情報を活用し、迅速な救急医療活動に役立ちます。																															
はり・きゅう・マッサージクーポン券事業（高齢福祉室）	はり、きゅう又はあん摩、マッサージもしくは指圧の施術費の一部を助成します。																															
<p>※ 高齢福祉室、内本町・亥の子谷・千里NT地域保健福祉センター</p>																																

第7期・第8期計画 変更点一覧表

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; background-color: #f0e6ff;">はり・きゅう・マッサージ クーポン券事業（高齢福祉室）</td> <td>はり、きゅう又はあん摩、マッサージもしくは指圧の施術費の一部を助成します。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f0e6ff;">通院困難者タクシークーポン券事業（高齢福祉室）</td> <td>在宅で要介護3以上の認定を受けている高齢者を対象に、通院時のタクシー運賃の一部を助成します。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f0e6ff;">安心サポート収集 （環境部事業課）</td> <td>障がい者や要介護の認定を受けている高齢者等を対象に、市職員が戸別訪問し、利用者自宅の玄関先でゴミを収集します。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f0e6ff;">高齢者世帯声かけサービス （水道部総務室）</td> <td>水道メーターの検針員が、「使用水量・料金等のお知らせ」を手渡しし、声かけをします。異変を感じた場合は関係機関等へ連絡します。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f0e6ff;">自主返納制度</td> <td>運転に不安を感じる方が運転免許を自主的に返納できる制度です。返納された方は、運転経歴証明書の交付申請が可能です。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f0e6ff;">高齢者運転免許自主返納サポート制度 （大阪府交通対策協議会）</td> <td>運転免許を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた大阪府在住の65歳以上の方が、サポート企業・店舗において運転経歴証明書を提示することにより、様々な特典を受けることができる制度です。</td> </tr> </table>	はり・きゅう・マッサージ クーポン券事業（高齢福祉室）	はり、きゅう又はあん摩、マッサージもしくは指圧の施術費の一部を助成します。	通院困難者タクシークーポン券事業（高齢福祉室）	在宅で要介護3以上の認定を受けている高齢者を対象に、通院時のタクシー運賃の一部を助成します。	安心サポート収集 （環境部事業課）	障がい者や要介護の認定を受けている高齢者等を対象に、市職員が戸別訪問し、利用者自宅の玄関先でゴミを収集します。	高齢者世帯声かけサービス （水道部総務室）	水道メーターの検針員が、「使用水量・料金等のお知らせ」を手渡しし、声かけをします。異変を感じた場合は関係機関等へ連絡します。	自主返納制度	運転に不安を感じる方が運転免許を自主的に返納できる制度です。返納された方は、運転経歴証明書の交付申請が可能です。	高齢者運転免許自主返納サポート制度 （大阪府交通対策協議会）	運転免許を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた大阪府在住の65歳以上の方が、サポート企業・店舗において運転経歴証明書を提示することにより、様々な特典を受けることができる制度です。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; background-color: #f0e6ff;">はり・きゅう・マッサージ クーポン券事業（高齢福祉室）</td> <td>はり、きゅう又はあん摩、マッサージもしくは指圧の施術費の一部を助成します。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f0e6ff;">通院困難者タクシークーポン券事業（高齢福祉室）</td> <td>在宅で要介護1以上の認定を受けており、市民税が世帯非課税の高齢者を対象に、通院時のタクシー運賃の一部を助成します。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f0e6ff;">安心サポート収集 （環境部事業課）</td> <td>障がい者や要介護の認定を受けている高齢者等を対象に、市職員が戸別訪問し、利用者自宅の玄関先でゴミを収集します。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f0e6ff;">高齢者世帯声かけサービス （水道部総務室）</td> <td>水道メーターの検針員が、「使用水量・料金等のお知らせ」を手渡しし、声かけをします。異変を感じた場合は関係機関等へ連絡します。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f0e6ff;">自主返納制度</td> <td>運転に不安を感じる方が運転免許を自主的に返納できる制度です。返納された方は、運転経歴証明書の交付申請が可能です。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f0e6ff;">高齢者運転免許自主返納サポート制度 （大阪府交通対策協議会）</td> <td>運転免許を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた大阪府在住の65歳以上の方が、サポート企業・店舗において運転経歴証明書を提示することにより、様々な特典を受けることができる制度です。</td> </tr> </table>	はり・きゅう・マッサージ クーポン券事業（高齢福祉室）	はり、きゅう又はあん摩、マッサージもしくは指圧の施術費の一部を助成します。	通院困難者タクシークーポン券事業（高齢福祉室）	在宅で要介護1以上の認定を受けており、市民税が世帯非課税の高齢者を対象に、通院時のタクシー運賃の一部を助成します。	安心サポート収集 （環境部事業課）	障がい者や要介護の認定を受けている高齢者等を対象に、市職員が戸別訪問し、利用者自宅の玄関先でゴミを収集します。	高齢者世帯声かけサービス （水道部総務室）	水道メーターの検針員が、「使用水量・料金等のお知らせ」を手渡しし、声かけをします。異変を感じた場合は関係機関等へ連絡します。	自主返納制度	運転に不安を感じる方が運転免許を自主的に返納できる制度です。返納された方は、運転経歴証明書の交付申請が可能です。	高齢者運転免許自主返納サポート制度 （大阪府交通対策協議会）	運転免許を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた大阪府在住の65歳以上の方が、サポート企業・店舗において運転経歴証明書を提示することにより、様々な特典を受けることができる制度です。	<p>通院困難者タクシークーポン券事業の条件設定を変更</p>
はり・きゅう・マッサージ クーポン券事業（高齢福祉室）	はり、きゅう又はあん摩、マッサージもしくは指圧の施術費の一部を助成します。																									
通院困難者タクシークーポン券事業（高齢福祉室）	在宅で要介護3以上の認定を受けている高齢者を対象に、通院時のタクシー運賃の一部を助成します。																									
安心サポート収集 （環境部事業課）	障がい者や要介護の認定を受けている高齢者等を対象に、市職員が戸別訪問し、利用者自宅の玄関先でゴミを収集します。																									
高齢者世帯声かけサービス （水道部総務室）	水道メーターの検針員が、「使用水量・料金等のお知らせ」を手渡しし、声かけをします。異変を感じた場合は関係機関等へ連絡します。																									
自主返納制度	運転に不安を感じる方が運転免許を自主的に返納できる制度です。返納された方は、運転経歴証明書の交付申請が可能です。																									
高齢者運転免許自主返納サポート制度 （大阪府交通対策協議会）	運転免許を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた大阪府在住の65歳以上の方が、サポート企業・店舗において運転経歴証明書を提示することにより、様々な特典を受けることができる制度です。																									
はり・きゅう・マッサージ クーポン券事業（高齢福祉室）	はり、きゅう又はあん摩、マッサージもしくは指圧の施術費の一部を助成します。																									
通院困難者タクシークーポン券事業（高齢福祉室）	在宅で要介護1以上の認定を受けており、市民税が世帯非課税の高齢者を対象に、通院時のタクシー運賃の一部を助成します。																									
安心サポート収集 （環境部事業課）	障がい者や要介護の認定を受けている高齢者等を対象に、市職員が戸別訪問し、利用者自宅の玄関先でゴミを収集します。																									
高齢者世帯声かけサービス （水道部総務室）	水道メーターの検針員が、「使用水量・料金等のお知らせ」を手渡しし、声かけをします。異変を感じた場合は関係機関等へ連絡します。																									
自主返納制度	運転に不安を感じる方が運転免許を自主的に返納できる制度です。返納された方は、運転経歴証明書の交付申請が可能です。																									
高齢者運転免許自主返納サポート制度 （大阪府交通対策協議会）	運転免許を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた大阪府在住の65歳以上の方が、サポート企業・店舗において運転経歴証明書を提示することにより、様々な特典を受けることができる制度です。																									
<p>(2) ひとり暮らし高齢者への支援の充実 (略)</p> <p>○地区福祉委員会によるいいききサロンやふれあい昼食会等のグループ援助活動は、ひとり暮らし高齢者の孤独死や地域からの孤立化の防止につながります。民生委員・児童委員は、安心・安全カードを活用したひとり暮らし高齢者への家庭訪問を行い、万一の事態への対応に備えています。高齢クラブの友愛訪問活動では、訪問し日常生活の状況把握を行い、ひとり暮らし高齢者等の孤独感の解消と地域社会との交流を深めています。これらの活動によりひとり暮らし高齢者が地域で安心して暮らせるよう、活動への支援を行っていきます。</p> <p>○民生委員・児童委員、地区福祉委員、高齢クラブ、自治会などの地域の団体に加え、高齢者支援事業者との連携による見守り事業等により高齢者と関わりのある民間事業者も見守りに関わることで、地域のネットワークを重層化し、ひとり暮らし高齢者等への見守りを強化するとともに、異変に対する早期対応を図ります。</p> <p>○平成29年度（2017年度）から社会福祉法人吹田市社会福祉協議会が一部の地区で開始している「緊急時安否確認事業（鍵の預かり事業）」について周知・活用を図っていきます。</p>	<p>(2) ひとり暮らし高齢者への支援の充実 (略)</p> <p>○地区福祉委員会によるいいききサロンやふれあい昼食会等のグループ援助活動や、民生委員・児童委員の安心・安全カードを活用したひとり暮らし高齢者への家庭訪問等による相談支援、一般社団法人吹田市高齢クラブ連合会による高齢者友愛訪問活動への支援・補助等を行うことで、ひとり暮らし高齢者の孤独死や地域からの孤立の防止に努めます。</p> <p>○民生委員・児童委員、地区福祉委員、一般社団法人吹田市高齢クラブ連合会、自治会などの地域の団体に加え、高齢者支援事業者との連携による見守り事業等により高齢者と関わりのある民間事業者も見守りに関わることで、地域のネットワークを重層化し、ひとり暮らし高齢者等への見守りを強化するとともに、異変に対する早期対応を図ります。</p> <p>(削除)</p>	<p>記載内容を整理</p> <p>吹田市社会福祉協議会の独自事業のため削除</p>																								

第7期・第8期計画 変更点一覧表

<p>安心・安全カード</p>	<p>民生委員・児童委員が高齢者の方への見守り・支援の活動の際に使用しているカードです。日常の様子や健康状態、また緊急時の連絡先等の情報を記入し、緊急時や災害時等に活用できるよう民生委員・児童委員が管理します。</p>	<p>安心・安全カード</p>	<p>民生委員・児童委員が高齢者の方への見守り・支援の活動の際に使用しているカードです。日常の様子や健康状態、また緊急時の連絡先等の情報を記入し、緊急時や災害時等に活用できるよう民生委員・児童委員が管理します。</p>
<p>高齢者支援事業者との連携による見守り事業</p>	<p>郵便局や宅配業者、介護サービス事業者等、日ごろから、高齢者と関わりのある民間事業者に日常業務を通じて見守り活動に協力してもらい、地域全体で見守るネットワークを構築します。</p>	<p>高齢者支援事業者との連携による見守り事業</p>	<p>郵便局や宅配業者、介護サービス事業者等、日ごろから、高齢者と関わりのある民間事業者に日常業務を通じて見守り活動に協力してもらい、地域全体で見守るネットワークを構築します。</p>
<p>緊急時安否確認事業 (鍵の預かり事業)</p>	<p>ひとり暮らし高齢者等の自宅の鍵を、24時間365日開設している福祉施設等で預かり、緊急時にはその鍵を活用して対応します。社会福祉法人吹田市社会福祉協議会が、地区福祉委員会、地域にある福祉施設と協働で実施します。</p>		

第7期・第8期計画 変更点一覧表

基本目標4 自立した暮らしの実現に向けた支援の充実

第7期計画（現行）	第8期計画（案）	考え方						
	施策の方向4 介護者支援の充実							
(新規)	<p>(1) 家族介護者への支援の充実 重点取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の介護に携わる家族の身体的、経済的、心理的な負担を軽減するため、介護用品支給事業、徘徊高齢者家族支援サービス事業、高齢者・介護家族電話相談事業等の高齢者在宅福祉サービスを提供するとともに事業周知に努め、在宅での生活が継続できるよう支援していきます。 ○ 不安を感じている介護者が多い「認知症状への対応」「外出の付き添い、送迎等」「夜間の排泄」について、その負担を軽減していくことが必要です。<u>気軽に相談できる窓口として、地域包括支援センターや認知症カフェなどの周知を行っていきます。</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da; padding: 5px;">介護用品支給事業</td> <td style="padding: 5px;">要介護4又は5でおむつを使用している65歳以上の方を在宅で介護している家族に対し、紙おむつ又は尿取パッド代の給付券を交付します。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f8d7da; padding: 5px;">徘徊高齢者家族支援サービス事業</td> <td style="padding: 5px;">認知症高齢者の同居家族を対象に位置検索システム専用端末機を貸し出し、その機能を利用して徘徊高齢者の現在位置を調べることができます。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f8d7da; padding: 5px;">高齢者・介護家族電話相談事業</td> <td style="padding: 5px;">平日の午後5時30分から翌日の午前9時までと、土、日、祝日の終日、高齢者やその家族からの、介護・健康・医療等に関する電話相談をフリーダイヤルで受け付けます。 高齢者サポートダイヤル ☎0120-256594（にっこり、老後のくらし）</td> </tr> </table>	介護用品支給事業	要介護4又は5でおむつを使用している65歳以上の方を在宅で介護している家族に対し、紙おむつ又は尿取パッド代の給付券を交付します。	徘徊高齢者家族支援サービス事業	認知症高齢者の同居家族を対象に位置検索システム専用端末機を貸し出し、その機能を利用して徘徊高齢者の現在位置を調べることができます。	高齢者・介護家族電話相談事業	平日の午後5時30分から翌日の午前9時までと、土、日、祝日の終日、高齢者やその家族からの、介護・健康・医療等に関する電話相談をフリーダイヤルで受け付けます。 高齢者サポートダイヤル ☎0120-256594（にっこり、老後のくらし）	<p>基本目標2 施策の方向4「介護者支援の充実」から移動</p> <p>基本目標2 施策の方向4から同内容で移動</p> <p>不安軽減への対応策として、包括等の相談窓口の周知を記載</p>
介護用品支給事業	要介護4又は5でおむつを使用している65歳以上の方を在宅で介護している家族に対し、紙おむつ又は尿取パッド代の給付券を交付します。							
徘徊高齢者家族支援サービス事業	認知症高齢者の同居家族を対象に位置検索システム専用端末機を貸し出し、その機能を利用して徘徊高齢者の現在位置を調べることができます。							
高齢者・介護家族電話相談事業	平日の午後5時30分から翌日の午前9時までと、土、日、祝日の終日、高齢者やその家族からの、介護・健康・医療等に関する電話相談をフリーダイヤルで受け付けます。 高齢者サポートダイヤル ☎0120-256594（にっこり、老後のくらし）							
(新規)	<p>(2) 男性介護者への支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 男性介護者の集まりなど、地域で支える取組に先進的に取り組んでいる事例等をすべての地域包括支援センターにおいて共有し、他の地域において必要に応じて支援の取組を行うなど、男性介護者が孤立しないように取り組んでいきます。特に、男性による虐待の割合が高いことから、男性介護者に対し、高齢者虐待防止に向けた啓発を行っていきます。 	<p>基本目標2 施策の方向4「介護者支援の充実」から移動</p> <p>記載内容を整理</p>						
(新規)	<p>(3) 介護離職防止に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センターが、高齢者の介護に携わる家族の介護離職に関する相談にも応じることができるよう、相談窓口の周知に努めるとともに、介護離職防止に関する適切な支援ができるよう、職員のスキルアップに努めます。 ○ 『育児・介護両立セミナー』として事業者向けセミナーを開催し、労働者が育児・介護休業を取得しやすい環境を作るための情報を周知しています。 ○ 市民および市内の事業所に対して、仕事と介護の両立を支援するためのワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、広報誌による啓発や男女共同参画センター内での講座実施、市内事業所への出前講座を引き続き充実させていきます。 	<p>基本目標2 施策の方向4「介護者支援の充実」から移動</p> <p>記載内容を整理</p> <p>記載内容を整理</p> <p>新たに取り組むべき課題を追記</p>						

第7期・第8期計画 変更点一覧表

基本目標7 安心・安全な暮らしの充実

第7期計画（現行）	第8期計画（案）	考え方
<p>施策の方向1 高齢者向け住まいの安定確保に向けた支援</p> <p>（1）住み慣れた家で暮らし続けるための支援の提供</p> <p>○住み慣れた家で暮らし続けられるよう、住宅改修（介護保険制度）や福祉用具の貸与・販売（介護保険制度）、高齢者の住まいのバリアフリーに関する相談支援を実施するとともに、耐震診断・設計・改修の補助制度などの周知に努めます。高齢の障がい者に対し、<u>専門的な視点から身体状態を把握し、それぞれのニーズに沿った住宅改造ができるよう支援します。</u></p> <p>（略）</p>	<p>施策の方向1 高齢者向け住まいの安定確保に向けた支援</p> <p>（1）住み慣れた家で暮らし続けるための支援の提供</p> <p>○住み慣れた家で暮らし続けられるよう、住宅改修（介護保険制度）や福祉用具の貸与・販売（介護保険制度）、高齢者の住まいのバリアフリーに関する相談を実施するとともに、耐震診断・設計・改修の補助制度などの周知に努めます。</p> <p>○高齢の障がい者に対し、スムーズな住宅改造の支援が行えるよう、相談支援事業所等、関係機関への制度周知に努めます。</p> <p>（略）</p>	<p>現状に合わせて変更</p>
<p>（2）高齢者向け住まいの情報提供と相談の実施 重点取組</p> <p>（略）</p> <p><u>（新規）</u></p>	<p>（2）高齢者向け住まいの情報提供と相談の実施 重点取組</p> <p>（略）</p> <p>○ <u>生活面に困難を抱える高齢者や社会的に孤立する高齢者等、さまざまな生活課題を抱える高齢者に対して住まいの確保に関する相談を行います。</u></p>	<p>国の基本指針の記載内容を踏まえ追加</p>
<p>（3）高齢者向け住まいの質の確保</p> <p>○高齢者向け住まいのうち、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームについて、<u>大阪府と連携を図りながら、立入検査や集団指導を通じ、提供されるサービスの質の確保を行います。</u></p>	<p>（3）高齢者向け住まいの質の確保</p> <p>○高齢者向け住まいのうち、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームについて、<u>関係部署間で連携を図りながら、立入検査や集団指導を通じ、提供されるサービスの質の確保を行います。</u></p>	<p>中核市移行による権限移譲に伴う変更</p>
<p>（4）高齢者向け住まいの供給</p> <p>○高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう配慮したシルバーハウジング（高齢者世話付住宅）を、現在の戸数の範囲内で供給するとともに、居住する高齢者に対し、生活指導・相談、安否確認、一時的な家事支援等を行う生活援助員を派遣します。</p> <p>（略）</p> <p>○高齢者や障がい者世帯等の住宅確保要配慮者に対し、*借上型市営住宅等への優先入居について、状況に応じて促進を図ります。</p>	<p>（4）高齢者向け住まいの供給</p> <p>○高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう配慮したシルバーハウジング（高齢者世話付住宅）を、現在の戸数の範囲内で供給します。また、居住する高齢者に対し、生活指導・相談、安否確認、一時的な家事支援等を行う生活援助員を派遣することで、入居者のニーズや生活状況に応じた生活援助に取り組みます。</p> <p>（略）</p> <p>○高齢者や障がい者世帯等の住宅確保要配慮者に対し、借上型市営住宅等への優先入居をはじめ、サービス付き高齢者向け住宅や住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）の確保について、<u>住宅マスタープランに基づき促進を図ります。</u></p>	<p>取組内容をより正確に表現するための変更</p> <p>関連計画について記載</p>

第7期・第8期計画 変更点一覧表

<p>(5) 高齢者向けウェルネス住宅の整備</p> <p>○北大阪健康医療都市（健都）2街区（緑のふれあい交流創生ゾーン）において、健康・医療のまちづくりの観点から、市が当該土地を民間事業者に貸し付け、同事業者が、在宅医療や福祉関係の事業と一体となった高齢者向けウェルネス住宅の整備・運営を行います。本事業において、高齢者の自立を支援する具体的なプログラムの提供と効果検証を行うなど、先進的な取組を実施し、高齢者向け住宅の先導的モデルをめざします。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>(5) 高齢者向けウェルネス住宅<u>における取組の充実</u> (削除)</p> <p>○北大阪健康医療都市（健都）の健康・医療・介護・多世代交流をテーマとした高齢者向けウェルネス住宅において、整備・運営事業者が、国立循環器病研究センターとの連携の下、認知症予防に効果的な食事法を導入したサービスや、サービス付き高齢者向け住宅入居者を対象とした軽度認知障害（MCI）の早期発見に関する研究など、関係機関と連携した先進的な取組をめざします。</p>	<p>高齢者向けウェルネス住宅の開業に伴い記載を削除</p> <p>高齢者向けウェルネス住宅開業後の状況について記載</p>
<p>施策の方向2 バリアフリー化の推進</p>	<p>施策の方向2 バリアフリー化の推進</p>	
<p>(1) バリアフリー化の推進</p> <p>○交通バリアフリー道路特定事業として、*重点整備地区内の駅から周辺の高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する施設まで及びそれらの施設間の移動に利用する歩道等の整備を進めています。平成28年度（2016年度）末で、特定経路等のバリアフリー化整備率は<u>50.9%</u>ですが、平成32年度（2020年度）末には特定経路等のバリアフリー化完了をめざし、引き続き重点的にバリアフリー化を実施していきます。</p>	<p>(1) バリアフリー化の推進</p> <p>○交通バリアフリー道路特定事業として、重点整備地区内の駅から周辺の高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する施設まで及びそれらの施設間の移動に利用する歩道等において、視覚障がい者誘導用ブロックの設置や歩道内段差・勾配の解消等の整備を進めていきます。</p> <p>○新駅開業に伴い重点整備地区が増えた影響で、令和元年度（2019年度）末で、特定経路等のバリアフリー化整備率は<u>57.0%</u>ですが、令和5年度（2023年度）末には特定経路等のバリアフリー化完了をめざし、引き続き重点的にバリアフリー化を実施していきます。</p>	<p>現状に合わせて変更</p> <p>進捗状況の時点修正</p>

第7期・第8期計画 変更点一覧表

基本目標7 安心・安全な暮らしの充実

第7期計画（現行）	第8期計画（案）	考え方
<p>施策の方向3 防災・防犯の取組の充実</p> <p>（1）地域における防災力向上の推進</p> <p>○災害時に必要な自助・共助・公助のうち、地域の助け合いとなる共助の部分は自助とともに大変重要であり、単一自治会等に自主防災組織の結成支援として防災用資機材を給付しています。地域で協力し合う体制や活動は被害の軽減に寄与するだけでなく、高齢者等の要援護者の状況把握や支援者の確保など必要な支援の体制づくりにも役立つことから、自主防災組織の結成を引き続き促すとともに、連合自治会など地域が主体となった防災訓練の実施に向けた支援を行います。</p> <p>（略）</p> <p>○災害対策基本法に基づき、本人の同意を得て要援護者の名簿を作成しています。平常時から地域で行う声かけ・見守り活動や避難訓練等に活用する等、地域における避難支援等を行う体制づくりの推進に活用できるよう、地域支援組織と協定を結ぶことにより名簿を提供していきます。</p> <p>○災害時に必要性が認められた場合に、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮が必要な方を対象に開設する福祉避難所を増やすため、関係施設との協議を進めるとともに、福祉避難所の役割などについて、市民への周知も進めていきます。また、「福祉避難所設置・運営マニュアル」を活用し、福祉避難所の迅速かつ確かな開設と円滑な運営をめざします。</p>	<p>施策の方向3 防災・防犯の取組の充実</p> <p>（1）地域における防災力向上の推進</p> <p>○災害時に必要な自助・共助・公助のうち、地域の助け合いとなる共助の部分は自助とともに大変重要です。地域住民による防災活動を促進し、地震、火災その他の災害による被害の防止及び軽減を図ること、また未結成の地域については自主防災組織が結成されることをめざし、その活動及び防災用資機材整備に要する経費について、自主防災組織活動支援補助金を令和2年度（2020年度）より交付しています。</p> <p>○地域で協力し合う体制や活動は被害の軽減に寄与するだけでなく、高齢者等の要援護者の状況把握や支援者の確保など必要な支援の体制づくりにも役立つことから、<u>自主防災組織の結成を引き続き促すとともに、連合自治会など地域が主体となった防災訓練の実施に向けた支援を行います。</u></p> <p>（略）</p> <p>○災害対策基本法に基づき、本人の同意を得て災害時要援護者の名簿を作成し、半年ごとに更新しています。平常時から地域で行う声かけ・見守り活動や避難訓練等に活用する等、地域における避難支援体制等を行う体制づくりの推進に活用できるよう、地域支援組織と協定を締結して名簿を提供していきます。<u>合わせて支援者向けハンドブックを作成して配付する等、平常時から行う地域活動をサポートするための支援を行います。</u></p> <p>○災害時に高齢者や障がい者、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮が必要な方を対象に開設する福祉避難所について、<u>を迅速かつ確かな開設と円滑な運営ができるよう、全ての福祉避難所施設長で構成する吹田市福祉避難所運営調整会議において関係施設との協議に努め、より一層の連携を図ります。また、一般の避難所と福祉避難所の違いや福祉避難所の役割などについて、市民への周知に努め確実に開設ができるよう取組を進めます。</u></p>	<p>現状に合わせて変更</p> <p>現状に合わせて変更</p> <p>取組内容をより正確に表現するための変更</p> <p>取組内容をより正確に表現するための変更</p>
<p>（2）減災に向けた取組の推進</p> <p>（略）</p> <p>○家具等転倒防止器具の設置費用を助成する「家具等転倒防止器具設置助成」の周知も進めます。</p> <p>（略）</p> <p>（新規）</p>	<p>（2）減災に向けた取組の推進</p> <p>（略）</p> <p>○家具等転倒防止器具の設置費用を助成する「家具等転倒防止器具設置助成」について、<u>ちらしや市報すいた等において周知に取り組みます。</u></p> <p>（略）</p> <p>○地域での防災講座や訓練、イベント等を実施するとともに、市のホームページや市報等を活用し、減災への取組について市民啓発に努めます。また、災害に関する情報収集の意識啓発を図り、<u>防災に関するさまざまな情報の発信方法については、新たな手段等も検討し、導入を図ります。</u></p>	<p>記載内容をより具体的に変更</p> <p>現状に合わせて記載内容を充実</p>

第7期・第8期計画 変更点一覧表

<p>(3) 地域における防犯力向上の推進</p> <p>(略)</p> <p>○防犯カメラの設置や、市の公用車や社会福祉施設等の車へのドライブレコーダー設置などにより、地域の見守りの目を増やし、犯罪抑止効果を高めています。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 地域における防犯力向上の推進</p> <p>(略)</p> <p>○防犯カメラの設置状況の<u>効果検証を行い、今後の必要設置台数、箇所を検討し、効果的な犯罪抑止を進めていくとともに、市の公用車や社会福祉施設等の車へのドライブレコーダー設置などにより、地域の見守りの目を増やし、犯罪抑止効果を高めています。</u></p> <p>(略)</p>	<p>現状に合わせて変更</p>
<p>(4) 消費者被害や特殊詐欺被害の防止に向けた取組の充実 重点取組</p> <p>○消費生活センターでは、<u>消費生活相談員が商品・サービスに関する販売方法や契約、品質・機能等についての苦情や問合せ、相談に応じています。また、消費者被害の未然防止を図るため、自治会で回覧する「くらしのかわらばん」の発行、市報すいたの消費生活センター便りの記事作成及び地域派遣学習会等で、消費者被害に関する啓発活動を行っています。</u></p> <p>○引き続き、高齢者被害の未然防止を図るための啓発事業を実施するとともに、関係部署と連携し、高齢者の家族や、高齢者の見守り活動を行っている福祉関係職員、民生委員・児童委員等に啓発パンフレットを配付する等、巧妙化している悪質商法や新たな手口等の情報提供を行い、地域全体での高齢者の見守りを強化していきます。また、消費者被害に遭われた場合の回復等のため、地域包括支援センター等、福祉関係部局との連携強化を図ります。</p> <p>(新規)</p> <p>○高齢者を狙った特殊詐欺被害は年々、悪化していることから、未然防止に向け、市民への啓発や注意喚起に取り組みます。また、平成29年度(2017年度)に開始した自動通話録音装置貸与事業の効果を検証し、必要に応じて事業継続を行います。</p>	<p>(4) 消費者被害や特殊詐欺被害の防止に向けた取組の充実 重点取組</p> <p>○消費生活センターにおいては、消費者被害の未然防止を図るため、自治会で回覧する「暮らしアップ情報」の発行、市報すいたの「消費生活センター便り」の記事作成及び「地域派遣学習会」等で、<u>消費者被害に関する啓発活動</u>を行っています。さらに同センターが、市民に広く認知され、多種多様な相談に応じられるよう、その役割をホームページ等により広報に努めます。</p> <p>(削除)</p> <p>○新たな手口により、巧妙化している特殊詐欺、悪質商法による被害を未然に防止するため、より効果的な啓発活動を行います。そのため、「吹田市特殊詐欺被害防止対策連絡会議」において、消費生活センターを中心に、被害の実態把握、分析、対策を協議する中で、被害防止施策の具体化に努めます。また、地域の諸団体、地域包括支援センター、福祉関係事業所等との情報共有を図りながら、高齢者等の見守りネットワークの構築をめざします。</p> <p>(削除)</p>	<p>取組内容をより正確に表現するための変更</p> <p>現状に合わせて新たな取組を追加</p>

第7期・第8期計画 変更点一覧表

<p>(5) 高齢者福祉施設等における防災・防犯対策への支援</p> <p>○水防法及び土砂災害防止法が改正され、主として防災上特に配慮を要する方が利用する施設（要配慮者利用施設）において避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されました。洪水浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内にある高齢者福祉施設等が避難確保計画の作成や避難訓練を実施し、利用者の安全確保を図れるよう、関係部局とも連携しながら支援するとともに、適切な指導を行います。</p> <p>○災害発生時における利用者の安全確保のため、高齢者福祉施設等が、防災マニュアルの策定や防災訓練の実施、地域社会との連携体制の整備推進が図れるよう支援します。</p> <p>○外部からの不審者の侵入に対する利用者の安全確保のため、高齢者福祉施設等が、防犯マニュアルの作成や訓練の実施、防犯対策を強化するために必要な安全対策等を図れるよう支援します。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>(5) 高齢者福祉施設等における防災・防犯・<u>感染症対策</u>への支援</p> <p>○水防法及び土砂災害防止法が改正され、主として防災上特に配慮を要する方が利用する施設（要配慮者利用施設）において避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されました。対象となる全施設において、<u>避難確保計画の作成をめざします</u>。洪水浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内にある高齢者福祉施設等が避難確保計画の作成や避難訓練を実施し、利用者の安全確保を図れるよう、関係部局とも連携しながら支援するとともに、適切な指導を行います。</p> <p>○災害発生時における利用者の安全確保のため、高齢者福祉施設等が、防災マニュアルの策定や防災訓練の実施、地域社会との連携体制の整備推進が図れるよう<u>指導</u>します。</p> <p>○外部からの不審者の侵入に対する利用者の安全確保のため、高齢者福祉施設等が、防犯マニュアルの作成や訓練の実施を行うよう注意喚起を図るとともに、防犯対策を強化するために必要な安全対策等を図れるよう支援します。</p> <p>○介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを<u>定期的に確認するとともに、感染症対策に必要な物資の備蓄や調達等の体制整備を進めます。</u></p> <p>○新型コロナウイルス感染症の発生等により介護サービス提供体制に対する影響をできる限り小さくすることを目的に、介護サービス事業者等が継続して介護サービスを提供するための支援を<u>します。</u></p>	<p>国の基本指針を受けた記載の追加に伴う標題の変更</p> <p>表現を整理</p> <p>表現を整理</p> <p>国の基本指針を受けて記載を追加</p> <p>国の基本指針を受けて記載を追加</p> <p>国の基本指針を受けて記載を追加</p>
<p>(新規)</p>	<p>○<u>新型コロナウイルスの感染者が発生した施設において、属する法人内の自助では対応できない状況等が生じた場合に、応援職員を派遣できるよう関係機関と連携します。</u></p>	<p>国の基本指針を受けて記載を追加</p>